

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（平成12年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(共済事業の譲渡等の届出) 第9条 [略]	(共済事業の譲渡等の届出) 第9条 [略] <u>(共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)</u> 第9条の2 <u>法第50条の5の規定に基づく共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、同条第1号に掲げる額を同条第2号に掲げる額で除して得た数値が1以上であることとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。